

地域密着型サービス事業所の指定について

地域密着型サービス事業所の指定について

1. 新規指定申請の概要

所在地	境港市竹内団地276番地（PLANT-5 境港店内）
事業所の名称	ひかりサロン境港
事業主体	光プロジェクト株式会社
サービス種別	地域密着型通所介護
定員	18人
指定予定年月日	令和7年9月1日

2. 人員基準

（1）介護職員 … 常勤・専従2人

単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1加えた数以上配置すること。

※地域密着型通所介護の単位ごとに常時1人以上配置する必要があります。

（2）看護職員 … 非常勤・専従1人

地域密着型通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者1名以上配置すること。

（3）生活相談員 … 常勤・兼務1人（管理者）

生活相談員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるよう配置すること。

（4）機能訓練指導員 … 非常勤・専従1人

1以上配置すること。

(5) 管理者 … 常勤・兼務1人（生活相談員）

原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。

※地域密着型通所介護事業の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

設 備		基準概要
食堂及び機能訓練室 (面積)	1 (63.00 m ²)	それぞれ必要な広さを有すること。(支障がない場合は同一の場所とすることも可) 合計した面積が、3 m ² に利用定員を乗じて得た面積以上であること。
静養室	1	
相談室及び事務室	1	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

4. 運営基準

- ・市町村職員、地域包括支援センター職員、地域住民代表者等で構成される運営推進会議の確実な設置が見込まれること。
- ・各利用者に応じた認知機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画が作成されること。
- ・運営規定の概要、職員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時の対応などについて事前説明を行い、予め利用者の同意を得た上でサービス提供すること。
- ・介護職員の資質向上のために研修の機会を確保すること。

5. 指定基準の確認結果

人員、設備についての基準は、提出書類にて確認した。

運営基準の遵守については、説明をし、事業実施後は、定期的に実地指導にて確認する。

※参考 本市の事業所指定状況

◆地域密着型通所介護（市内）

（令和7年5月1日現在）

事業所名	定員	所在地
デイサービスステーション リハビリす	18人	外江町
レッツ倶楽部境港	15人	上道町